

令和 3 年度 横浜市一般会計補正予算（第 9 号）  
デジタル統括本部関係部分の概要について

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款項目	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正額の財源			
				特定財源			一財
				国県 支出金	市債	その他	
2款 総務費 (デジタル統括本部関係)	340,418	<b>△26,782</b>	313,636	37,000	0	0	△63,782
3項 総務費	340,418	<b>△26,782</b>	313,636	37,000	0	0	△63,782
1目 行政運営費	121,000	<b>37,000</b>	158,000	37,000	0	0	0
社会保障・税番号制度推進 事業	121,000	<b>37,000</b>	158,000	37,000	0	0	0
3目 情報化推進費	219,418	<b>△63,782</b>	155,636	0	0	0	△63,782
行政手続オンライン化推進 事業	174,240	<b>△63,782</b>	110,458	0	0	0	△63,782

2 内容

【1目 行政運営費】

- 社会保障・税番号制度推進事業（37 百万円）  
マイナポイント第 2 弾<sup>※1</sup>の開始に伴う、各区役所等で実施しているマイナポイントの申込手続き支援延長にかかる委託料の増

【3目 情報化推進費】

- 行政手続オンライン化推進事業（△64 百万円）  
新たな電子申請・届出システム<sup>※2</sup>の導入及び運用保守にかかる委託料の減

## 【参考】

### ※1 マイナポイント第2弾（令和4年1月から令和5年2月まで）

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイントを、令和4年9月末までにカード発行手続きをされた方を対象に、最大20,000円分付与するものです。

- ① マイナンバーカードの新規取得者等に最大5,000円相当のポイント
- ② 健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント
- ③ 公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイント

※登録：①、②は既に登録可能。③の開始時期は未確定。

※ポイント付与：①はR4.1月から可能。②、③はR4.6月頃を予定。

### ※2 新たな電子申請・届出システムの運用状況

令和3年12月20日に整備完了し、年度内を目途に旧システムからの手続移行を完了する見込みです。また、4月から手数料等のオンライン決済機能が稼働する予定です。